

グリーンシート銘柄の取引に関する説明書

松井証券株式会社

第1章 グリーンシート銘柄に関する一般説明

第2章 当社がグリーンシート銘柄を取扱う上での説明

第1節 全ての銘柄に共通する事項

第2節 ディー・プレイン証券株式会社（以下、「ディー・プレイン証券」という。）が代表 取扱会員を務める銘柄に関する事項

第3節 未来証券株式会社（以下、「未来証券」という。）が代表取扱会員を務める銘柄に 関する事項

第3章 その他注意事項

本説明書は、お客様が松井証券株式会社（以下、「当社」といいます。）のネットストックにおいてグリーンシート銘柄の取引を行う上で特に必要となる取り決めを説明するものです。本説明書の構成は、グリーンシート銘柄に関する一般的説明、当社がグリーンシート銘柄を取扱う上での説明（グリーンシート銘柄の代表取扱会員によって異なります。）、並びにその他注意事項からなっています。お客様は本説明書の全ての事項を予めご理解の上、グリーンシート銘柄の取引を行ってくださいますようお願いいたします。特に、グリーンシート銘柄の取扱規定は、代表取扱会員により異なる場合がありますので、当該代表取扱会員ごとに当社が定める取扱規定を十分にご確認くださいようお願いいたします。

第1章 グリーンシート銘柄に関する一般説明

(グリーンシート銘柄の性格)

グリーンシート銘柄とは、日本証券業協会の公正慣習規則第2号（「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」）第2条第4号に規定する有価証券を指します。グリーンシート銘柄は一般的に次のような性格を有しています。

(1)証券取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と比較して、グリーンシート銘柄の発行会社の中には、収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な状態となっている企業もあります。また、発行会社の企業情報等が記載された「会社内容説明書」は、日本証券業協会の公正慣習規則第2号第17条に基づく開示書類であり、証券取引法に基づく開示書類ではありません。

したがって、有価証券報告書等を提出していない企業の場合、そのディスクロージャーの内

容が、有価証券報告書等によりディスクロージャーを行っている企業とは異なっている場合があります。

(2) 上場有価証券が具体的に組織化された証券取引所市場において売買取引されるのに対し、グリーンシート銘柄は一定の取引場所を持たず、証券会社の店頭において売買取引が行われます。また、その売買取引は、顧客と証券会社間の相対売買であるため、同一銘柄が同一時刻に売買されても証券会社によって売買価格が異なることがあります。

(3) グリーンシート銘柄は、店頭売買有価証券と比べて、更に市場性が薄く、価格が大きく変動することがあります。

(4) グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、次のとおり区分されます。

() エマージング 取扱いを行おうとする証券会社による審査の結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する銘柄

() フェニックス 上場廃止または登録取消しとなった銘柄のうち、取扱いを行おうとする証券会社において流通性を確保する必要があると判断された銘柄

() リージョナル エマージング及びフェニックスのいずれにも該当しない銘柄

() 投信・SPC 投資証券及び優先出資証券のうち、取扱いを行おうとする証券会社において審査の結果、適当であると判断された銘柄

(名義書換)

グリーンシート銘柄の買付けを行ったお客様は、原則として基準日(株主名簿の基準日(商法第224条ノ3に定める一定の日)等)までに名義書換請求を行うものとします。

(グリーンシート銘柄への投資にあたってのリスク)

1. グリーンシート銘柄の発行会社の中には、収益基盤が確立されていないことなどにより、証券取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と比較して財務体質が脆弱な状態となっている企業もあります。発行会社が倒産等の事態に陥った場合、投資金額の全額が失われる可能性があります。
2. グリーンシート銘柄は、証券取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と比較すると一般に流動性が低く、株価が激しく変動する可能性があるほか、長期間売買が成立せず、あるいは希望する価格で売買が成立しない可能性があります。
3. グリーンシート銘柄は取扱会員(特定のグリーンシート銘柄について当該グリーンシー

ト銘柄の取扱いを行う証券会社。以下同じ。) によってのみ取扱いが行われるため、その流通範囲は取扱会員の顧客規模、顧客属性に大きく左右されます。一般に、取扱会員数が増加し、当該銘柄の売買に参加する投資家の数が増加すれば流通性は高まる可能性があります。一方、全ての取扱会員が取扱いを廃止した場合にはグリーンシート銘柄としての指定が取り消され、流通性は失われることとなります。

4. グリーンシート銘柄は1社以上の証券会社が取扱いを継続する場合にはグリーンシート銘柄としての指定が継続されます。グリーンシート銘柄としての指定が継続される状況において当社が独自の判断により取扱いを廃止した場合には、取扱いを継続する証券会社への移管が必要となります。
5. グリーンシート銘柄の取引の仕組みは、代表取扱会員（特定のグリーンシート銘柄についてそのグリーンシート銘柄の取扱会員を代表する取扱会員。以下同じ。）により異なる場合があります。代表取扱会員における取引上の取り決めは代表取扱会員以外の取扱会員における取引についても影響を及ぼすことがあるため、グリーンシート銘柄の取引を行うに当たっては、当該グリーンシート銘柄の代表取扱会員が取り決める取引ルールを予め理解することが必要です。
6. グリーンシート銘柄の募集においては、証券会社による引受けが行われず、発行予定数を下回る実際の申込数の発行をもって募集完了とする場合があります。この場合、発行会社は当初予定していた資金調達を行えず、当初の事業計画を達成できない可能性、並びにお客様が取得の申込みの際に期待した投資利回りを得られない可能性があります。
7. グリーンシート銘柄の募集または売出しにおいては、入札方式やブックビルディング方式が採用されない場合があります。この場合、募集価格または売出価格には投資家の意思が反映されないこととなります。
8. グリーンシート銘柄の募集においてエンジェル税制の適用申請を予定している旨を表明する場合がありますが、エンジェル税制の適用の可否は事後的に税務当局により判断されます。エンジェル税制の適用要件が充足されているか否かについて、代表取扱会員が細心の注意を払って審査を行います。事後的に税務当局に否認された場合、翌年以降の確定申告においてエンジェル税制による優遇措置の適用を受けられない場合があります。
9. グリーンシート銘柄の募集または売出しの際に伴い当社が交付する会社内容説明書において将来の事業計画の概要が記載されている場合がありますが、当該記載は発行会社の責任においてなされたものであり、当該計画の達成見込みについて当社が何らの保証を与えるものではありません。
10. グリーンシート銘柄は、証券取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と異なり、株価情報、決算短信その他について新聞その他のメディアによる報道がなされない場合があります。一般に、情報入手経路が限られます。
11. 前各項以外に、グリーンシート銘柄の取引は、証券取引法等による規制が適用されない

場合があるため、また、その他の理由により、お客様に不測の損害が発生する場合があります。

(法令等の遵守)

グリーンシート銘柄の取引を行うに際しては、証券取引法（同法第6章『有価証券の取引等に関する規制』の規定のうち、グリーンシート銘柄の売買に適用されないものを含みます。）、およびその他関連法令、日本証券業協会が定める規則、ガイドライン、その他一切のルール（以下、この章及び第3章において「法令等」といいます。）を遵守の上行わなければならないものとします。また、法令等の新設あるいは改廃（以下、この章及び第3章において「変更」といいます。）がなされた場合には、お客様は、当該変更された条文を遵守するものとします。お客様は法令等の内容について自己の責任により理解するものとします。

(不正取引行為の禁止)

お客様はグリーンシート銘柄の取引にあたり、次に掲げる不正取引を行ってはならないものとします。

- (1) グリーンシート銘柄の売買その他の取引について、不正な手段、計画または技巧をすること。
- (2) グリーンシート銘柄の売買その他の取引について、重要な事項について虚偽の記載があり、または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を利用して金銭その他の財産を取得すること。
- (3) グリーンシート銘柄の売買その他の取引を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

(風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止)

お客様はグリーンシート銘柄の募集、売出し若しくは売買その他の取引のため、またはグリーンシート銘柄の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をしてはならないものとします。

(相場操縦的行為の禁止)

1. お客様はグリーンシート銘柄の売買が繁盛に行われていると誤解させる等グリーンシート銘柄の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - (1)権利の移転を目的としないグリーンシート銘柄の仮装の売買またはその注文をすること。
 - (2)自己のする売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該グリーンシート銘柄を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けまたはその注文をすること。
 - (3)自己のする買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該グリーンシート銘柄を売付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けまたはその注文をすること。
2. お客様はグリーンシート銘柄の売買を誘引する目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1)グリーンシート銘柄の売買が繁盛であると誤解させ、またはその相場を変動させるべき一連の売買またはその注文を行うこと。
 - (2)グリーンシート銘柄の相場が自己または他人の操作によって変動するべき旨を流布すること。
 - (3)グリーンシート銘柄の売買を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、または誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

(空売りの禁止)

お客様は、グリーンシート銘柄を有しないで若しくはグリーンシート銘柄を借り入れてその売付けをすることまたはその注文をしてはならないものとします。

(会社関係者の禁止行為)

1. お客様のうち次に掲げる者（以下、（会社関係者の禁止行為）において「会社関係者」といいます。）であって、証券取引法第 166 条第 2 項各号（この場合、同項の規定において「上場会社等」とあるのは「グリーンシート銘柄の発行会社」と、「特定有価証券」とあるのは「グリーンシート銘柄」とそれぞれ読み替えるものとします。）に定めるグリーンシート銘柄の発行会社（以下、（会社関係者の禁止行為）において「発行会社」といいます。）に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該グリーンシート銘柄の売買をしてはならないものとします。当該業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であって、当該各号に掲げる会社関係者でなくなった後 1 年以内のものについても、同様とします。

- (1)当該発行会社の役員、代理人、使用人、その他の従業員（以下、（会社関係者の禁止行為）において「役員等」といいます。）その者の職務に関し知ったとき。
 - (2)当該発行会社の商法第 293 条の 6 第 1 項に定める権利を有する株主 当該権利の行使に関し知ったとき。
 - (3)当該発行会社に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知ったとき。
 - (4)当該発行会社と契約を締結している者または締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人または使用人を含みます。）であって、当該発行会社の役員等以外の者 当該契約の締結若しくはその交渉または履行に関し知ったとき。
 - (5)(2)または(4)に掲げる者であって法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ（2）または（4）に定めるところにより当該発行会社に係る業務等に関する重要事実を知った場合におけるその者に限ります。）その者の職務に関し知ったとき。
2. お客様のうち、会社関係者（前項後段に規定するものを含みます。以下、この項において同じとします。）から当該会社関係者が前項各号に定めるところにより知った前項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（前項各号に掲げる者であって、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知ったものを除く。）または職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該発行会社のグリーンシート銘柄の売買をしてはならないものとしします。
 3. 第 1 項及び前項の『公表がされた』とは、次の第 1 号に掲げる事項について、当該発行会社または当該発行会社の子会社（子会社については、第 1 号ホまたはへに掲げる事項または当該子会社の第 1 項に規定する業務等に関する重要事実に限る。）により、次の第 2 号に掲げる措置のいずれかがとられたことをいいます。
 - (1)イ 発行会社に係る第 1 項に既定する業務等に関する重要事実。
 - ロ 発行会社の業務執行を決定する機関の決定。
 - ハ 発行会社の売上高、経常利益若しくは純利益（以下、この項において「売上高等」といいます。）若しくは証券取引法第 166 条第 2 項第 1 号トに規定する配当若しくは分配。
 - ニ 発行会社の属する企業集団の売上高等。
 - ホ 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関の決定。
 - ヘ 発行会社の子会社の売上高等。
 - (2)イ 発行会社若しくは発行会社の子会社の代表者またはその委任を受けた者が証券取引法施行令第 30 条第 1 項第 1 号イから八に掲げる報道機関のうち二以上の報道機関

に対して公開した時から 12 時間が経過したこと。

□ 発行会社の重要事実が取扱会員を通じて日本証券業協会に通知され、かつ、日本証券業協会において公衆の縦覧に供されたこと。

(その他の留意事項)

1. グリーンシート銘柄の発行会社の中には、名義書換代理人を設けていない企業もありますので、盗難等には十分ご注意ください。
2. グリーンシート銘柄である株券等の偽造等には十分ご注意ください。

(グリーンシート銘柄の取引のルール)

日本証券業協会は、店頭市場における秩序維持と公正な取引慣行を確立するため、次のようなルールを定めています。

- (1)グリーンシート銘柄の取引の注文はすべて指値で行うことになっております(成行注文はできません。)。
- (2)グリーンシート銘柄の取引の受渡しは、原則として約定日から起算して 4 日目(休業日を除く)に行われます。
- (3)グリーンシート銘柄には、1 日の制限値幅がありませんので、店頭売買有価証券に比べて、1 日の価格変動が著しく大きくなる場合があります。
- (4)証券会社が提示する気配は、あくまで取引を行う際の参考とするためのものであり、必ずしも提示されている気配値で取引が行われるとは限りません。

第 2 章 当社がグリーンシート銘柄を取扱う上での説明

第 1 節 全ての銘柄に共通する事項

(当社における取引ルール)

当社ではグリーンシート銘柄の取引に当たり、次のようなルールを定めています。

- (1)株券の売付けまたは買付けの注文は 1 株単位(ただし単元株制度を採用している発行会社の株券については、1 単元株単位)で行うことができます。

(2)当社はグリーンシート銘柄についてお客様からの委託により取引を執行します。

(3)取引の執行時間は、次のとおりとします。

平 日：午前9時から午前11時まで

午後0時30分から午後3時まで

半休日：午前9時から午前11時まで

休業日および半休日は証券取引所の休業日および半休日に従います。

(4)グリーンシート銘柄の価格の刻みは、公正慣習規則第1号の2(「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」)第8条第6項を準用するものとします。

(5)(グリーンシート銘柄の取引のルール)第3号に拘らず、グリーンシート銘柄の売買は、原則として、日本証券業協会の公正慣習規則第1号の2(「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」)第20条第1項に準じ、基準価格を基準とした制限値幅の範囲内の価格で行うこととします。ただし、代表取扱会員が投資家保護上必要と認めた場合、制限値幅を定めないものとします。

(6)募集または売出し、および売買により取得した株券等については、グリーンシート銘柄として指定されている間、全て当社の保護預りとし、お客様は原則として当該株券等を引き出さないことに同意するものとします。

(情報の周知方法)

当社におけるグリーンシート銘柄に関する情報の周知方法は次のとおりです。

(1)募集又は売出しに際して作成される目論見書又は会社内容説明書は、これを電磁的方法によりお客様に交付します。

(2)投資を行う際に必要となる直近の会社内容説明書および四半期財務・業績の概況を記した書面等は、お客様の縦覧に供するために当社WEBサイトにおいて用意した取扱銘柄一覧のページよりご覧いただくものとします。

(3)売買価格の参考となる売り気配又は買い気配は、お客様に提示するために当社WEBサイトにおいて用意した気配情報のページよりご覧いただくものとします。

(4)その他、当社が必要と認める情報に関しては、当社の定める方法により適宜お客様に開示します。

第2節 ディー・ブレイン証券が代表取扱会員を務める銘柄に関する事項

(募集または売出し)

グリーンシート銘柄の発行会社(以下、この章において「発行会社」といいます。)が、グリーンシート銘柄の募集または売出しを行う場合、お客様は次に掲げる事項を承諾のうえ、当該グリーンシート銘柄の取得の申込みを行うものとします。

(1)申込単位

募集または売出しの都度、ディー・ブレイン証券が決定します。

(2)募集価格または売出価格

ディー・ブレイン証券が合理的と判断する価格を参考として発行会社との協議により決定されます。ただし、入札方式またはブックビルディング方式を採用する場合があります。

(3)募集売出取扱手数料

募集価格または売出価格にはそれぞれ取扱い会員の募集または売出しに係る取扱手数料が含まれており、その手数料率はディー・ブレイン証券が決定します。募集価格または売出価格からそれぞれ募集または売出しに係る取扱手数料を差し引いた価格が発行会社の発行価額または売出人の売出価額となります。

(4)抽選による配分

申込総数が当社割当数を超えた場合には、当社のルールに従って適正に抽選を行い配分先および配分数を決定します。この場合、当社は、日本証券業協会の公正慣習規則第2号第44条に従い行うものとします。

(5)募集または売出しの中止

申込総数が募集または売出しの総数の25%未満かつ5,000万円未満であった場合、その他やむを得ない事情があった場合、当該募集または売出しを中止することがあります。

(取引停止)

当社は次に該当する場合、(当社における取引ルール)に定める取引時間中であっても、一定の時間を定めてグリーンシート銘柄の取引を停止することがあります。なお、取引停止によってお客様に損害が発生した場合でも、当社は責任を負わないものとします。

- (1)発行会社の重要事実の周知徹底が必要とディー・ブレイン証券が判断した場合。
- (2)発行会社が新たに募集または売出しを行うことにより相場の変動を防ぐことが必要とディー・ブレイン証券が判断した場合。
- (3)グリーンシート銘柄の取引のために当社およびその他の取扱会員が利用するコンピューターシステムに障害が発生した場合。(4)ディー・ブレイン証券が運営する発行会社の情報開示システムに障害が発生した場合(ただし、買い注文のみ取引停止とします)。

(取引監理銘柄)

1. 当社は、ディー・ブレイン証券において発行会社が次のいずれかに該当すると判断された場合、取引監理銘柄に指定します。
 - (1)発行会社の発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたとき。
 - (2)発行会社が法律の規定による会社の更生または再生または整理を必要とするに至ったとき。
 - (3)発行会社が営業活動を停止したときまたはこれに準ずる状態になったとき。
 - (4)他の会社が発行会社を吸収合併する場合、株式交換によって発行会社の株主に他の会社の株式が発行される場合、または発行会社が他の者への営業の譲渡を行う場合等で、発行会社が当該吸収合併、株式交換又は営業譲渡等(次号において「合併等」といいます。)により実質的な存続会社でなくなったか他社の完全子会社となったとディー・ブレイン証券が認めたとき。
 - (5)発行会社が他の会社の合併等を行った後、発行会社の状態が著しく悪化し、グリーンシート銘柄としての取扱いが不相当であるとディー・ブレイン証券が認めたとき。
 - (6)発行会社が法令または定款に違反して、グリーンシート銘柄として取扱うことについてディー・ブレイン証券が不相当と認めたとき。
 - (7)発行会社において、ディー・ブレイン証券との間で締結された取扱主幹事契約の違反が判明したとき。
 - (8)発行会社が証券取引法および関連法令、日本証券業協会の公正慣習規則によって要求される会社情報の開示(以下、「ディスクロージャー」といいます。)について、その定める提出期限内に提出を行わなかったとき。

- (9)ディスクロージャーにおいて、発行会社が虚偽の情報開示あるいは情報隠匿を行ったとき。
- (10)グリーンシート銘柄としての取扱いを廃止する場合において、お客様の換金の場を確保するために、取引監理銘柄としての取引が妥当とディー・ブレイン証券が判断し、一定期間を限定して取引を行うとき。
- (11)発行会社または発行会社の役職員、株主または取引先が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団、その構成員あるいはそれらの者と密接な関係を有している者であることが判明した場合。
- (12)発行会社または発行会社の役職員、株主または取引先が、破壊活動防止法に定める団体、その構成員あるいはそれらの者と密接な関係を有している者であることが判明した場合。
- (13)その他、発行会社または発行会社の役職員、株主または取引先が、一般国民に被害を生じさせる反社会的集団、その構成員あるいはそれらの者と密接な関係を有している者であることが判明した場合。
2. 取引監理銘柄に指定されたグリーンシート銘柄の取引について値幅制限は設けないものとします。
 3. 取引監理銘柄に指定された銘柄について事態の改善が認められないとディー・ブレイン証券において判断された場合は、相当と認める期間の経過をもってグリーンシート銘柄としての気配提示および取引を中止します。この場合、お客様は何らの補償を当社から受けることなくかかる措置に従うものとします。

(取引注意銘柄)

1. 当社は、ディー・ブレイン証券において発行会社が次のいずれかに該当すると判断された場合、取引注意銘柄に指定します。
 - (1)ディスクロージャーについて、定められた提出期限内に提出を行わなかったとき、またはディー・ブレイン証券が提出期限を発行会社との契約により定めているものについて、正当な理由なくその提出期限内に提出が行われなかったとき。
 - (2)発行会社がディスクロージャーまたはディー・ブレイン証券との契約により要求されているお客様からの公開質問に対する回答（次号において「公開質問回答」といいます。）を、正当な理由なく怠ったとき。
 - (3)発行会社がディスクロージャーまたは公開質問回答を行う際に、投資家の誤解を招くおそれがある情報開示を行った場合。
 - (4)発行会社に関する風説または未確認の報道が流れたことにより、公正な取引に支障があるとディー・ブレイン証券が判断した場合。
 - (5)グリーンシート銘柄としての取扱いを廃止する場合において、お客様の換金の場を

確保するために、取引注意銘柄としての取引が妥当とディー・ブレイン証券が判断し、一定期間を限定して取引を行う場合。

(6)その他、発行会社に取引注意銘柄に指定すべき事態が生じたとしてディー・ブレイン証券が判断した場合。

2. 取引注意銘柄に指定された銘柄について事態の改善が認められないとディー・ブレイン証券において判断された場合は、相当と認める期間の経過をもって取引監理銘柄に指定します。この場合、お客様は何らの補償を当社から受けることなくかかる措置に従うものとしします。

(グリーンシート銘柄としての取扱廃止)

1. 発行会社が次のいずれかに該当し、グリーンシート銘柄としての取扱いを廃止するとディー・ブレイン証券において判断された場合、当社は何らの意思表示を要しないで当然にグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止するものとしします。
 - (1)日本国内の取引所に上場または日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録された場合。
 - (2)発行会社が証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき監査報告書の提出を義務付けられている場合は監査報告書に記載されている公認会計士または監査法人の総合意見が、「不適正」または「意見差し控え」(天災地変等、発行会社の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。以下同じとします。)であるとき。
 - (3)発行会社が証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査報告書の提出義務を負わない場合は、会社内容説明書に添付されている監査報告書に記載されている公認会計士または監査法人の総合意見が「不適正」、「不適法」または「意見差し控え」であるとき。
2. 取引監理銘柄に指定され、事態の改善が認められないままディー・ブレイン証券が相当と認める期間が経過し、ディー・ブレイン証券においてグリーンシート銘柄としての取扱いが廃止された場合、当社はグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止します。
3. 発行会社の株主全員の承諾を得た場合に発行会社の申出に基づいてディー・ブレイン証券がグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止した場合、当社はグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止します。
4. 前各項以外に、ディー・ブレイン証券がグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止した場合、当社はグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止します。
5. 前各項においてグリーンシート銘柄としての取扱いが廃止された場合において、お客様は当社から何らの補償を受けることなくかかる措置に従うものとしします。

第 3 節 未来証券が代表取扱会員を務める銘柄に関する事項

(取引停止)

1. 当社は、未来証券が必要と認めた場合、一定の時間を定めて当該グリーンシート銘柄の取引を停止することがあります。
2. 未来証券が運営する発行会社に関する情報開示システムに障害が発生した場合(ただし、買い注文のみ取引停止とします)。
3. 前各項の取引停止によりお客様に損害が発生した場合、当社はその損害に対する責任は負いません。

(取扱中止)

1. 当社は、次の各号に該当する場合は、グリーンシート銘柄としての取扱いを中止します。
 - (1) グリーンシート銘柄の発行会社(以下、この章において「発行会社」といいます。)が取締役会の決議を経た上で、グリーンシート銘柄としての取扱中止を未来証券に申し出たとき。
 - (2) 発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたとき。
 - (3) 発行会社が法律の規定による会社の破産、再生手続き、更正手続き若しくは整理を必要とするに至ったとき、またはこれに準ずる状態になったとき。
 - (4) 発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止したとき、またはこれに準ずる状態になったとき。
 - (5) 発行会社が証券取引法第193条の2の規定に基づき提出する監査報告書または中間監査報告書において、公認会計士または監査法人により、監査報告書については不適正意見または意見の表明をしない旨(天災地変等当該発行会社の責に帰すべからざる事由による場合を除く。以下同じ。)が記載されたとき、中間監査報告書については中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見または意見の表明をしない旨が記載されたとき。なお、発行会社が証券取引法第193条の2の規定に基づかないで提出されている監査報告書または中間監査報告書において、公認会計士または監査法人により、監査報告書については不適正意見または不適法、意見の表明をしない旨が記載されたとき、中間監査報告書については中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見または意見の表明をしない旨が記載されたとき。
 - (6) 発行会社またはその利害関係者(役員、従業員、取引先、株主等)が反社会的活動組織と関係を有することが判明したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合の他、未来証券がグリーンシート銘柄としての取扱いを中止したとき。

第3章 その他注意事項

(当社が独自に行う措置)

当社は、必要があると認めるときは、グリーンシート銘柄の取扱会員としての指定の取消しを含む必要な措置を独自に採ることができるものとします。

(取引の制限)

ネットストック取引規程第26条、第27条および第28条に加え、お客様が次に掲げる場合に該当した場合は、グリーンシート銘柄の取引を制限しますのでご注意ください。

- (1)お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する暴力団、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。
- (2)お客様が破壊活動防止法に定める団体、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。
- (3)お客様が(1)および(2)の他、一般国民に被害を生じさせうる反社会的集団、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。

(ネットストック取引規程の準用)

本説明書に規定されていない事項については、ネットストック取引規程に定める規定に準ずることとします。

(説明書の改定)

本説明書は法令等の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容が、お客様の従来の権利を制限、またはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは説明書の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成16年11月